

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する
同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する
身分を示す証明書の様式を定める命令【新設】の概要

商品投資に関する事業の規制に関する法律 37 条において準用する同法 30 条 1 項の
規定に関する所要の事項を定めるための内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令。

商品投資販売業者の営業所に立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式を
定める。